

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
※防災基本計画及び宮城県地域防災計画の修正を踏まえ、登米市地域防災計画風水害等災害対策編における「平常時」の表記は、全て「平時」と修正します。個別に新旧対照表は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、地震災害対策編及び原子力災害対策編も同様です。）			
	第１章　総則	第１章　総則	
	第１節から第５節まで　（略）	第１節から第５節まで　（略）	
	第２章　災害予防対策	第２章　災害予防対策	
	第１節　風水害等に強いまちづくり	第１節　風水害等に強いまちづくり	
予-1	第１　風水害等に強いまちづくり １　風水害等に強いまちの形成 （略） 国、県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について_____、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を<u>踏まえ、都市的土地利用を誘導しないもの</u>_____とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。 ２から４まで　（略） 第２から第５まで　（略）	第１　風水害等に強いまちづくり １　風水害等に強いまちの形成 （略） 国、県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては</u>、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価<u>のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。 ２から５まで　（略） 第２から第５まで　（略）	▶ 災害対策基本法の改正
予-9	第６　農林水産業災害予防対策 １及び２　（略） ３　防災措置等 市は、次のとおりの災害予防対策を推進する。 （１）農地、農業用施設の災害の防止 <u>洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心とした農業水利施設等の耐震化、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進するほか、水田への雨水の一時貯留による洪水防止機能を強化する田んぼダムに取り組むとともに、農業用ダムの洪水調整機能の強化や排水機場・ため池の活用など、あらゆる関係者が流域全体で行う「流域治水」の取り組みを、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</u> （略）	第６　農林水産業災害予防対策 １及び２　（略） ３　防災措置等 市は、次のとおりの災害予防対策を推進する。 （１）農地、農業用施設の災害の防止 <u>農業の有する多面的機能（洪水防止、水資源の涵養、生態系保全等）を発揮・維持するため、防災重点農業用ため池や農業用排水機場等における整備・改修などのハード対策に加え、ハザードマップの作成などのソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進する。</u> <u>あわせて、水田が持つ雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組のほか、農業用ダム等の洪水調節機能の強化や農業用排水機場の有効活用など、あらゆる関係者が一体となって進める「流域治水」を、国の新たな土地改良長期計画等に基づき総合的に推進し、災害リスクの低減を図る。</u> （略）	▶ 記述の整理
予-10	（２）集落の安全確保 （略） アからカまで　（略） キ　防災営農技術等の普及 （ア）から（ウ）まで　（略） （エ）林業対策 森林の生育状況に応じた適時適切な<u>保育や間伐の実施等を通じた</u>災害に強い	（２）集落の安全確保 （略） アからカまで　（略） キ　防災営農技術等の普及 （ア）から（ウ）まで　（略） （エ）林業対策 森林の生育状況に応じた適時適切な<u>間伐等の保育作業を実施するなど、</u>災害に強い	▶ 記述の適正化

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考								
	健全な森林の育成を指導する。 （オ）（略） （3）及び（4）（略）	健全な森林の育成を指導する。 （オ）（略） （3）及び（4）（略）									
	第2節から第3節まで（略）	第2節から第3節まで（略）									
予-15	第4節 ライフライン施設等の予防対策 <table><tr><td>実施担当</td><td>関係機関</td></tr><tr><td>総務部 建設部 上下水道部</td><td>（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 建設部 上下水道部	（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部	第4節 ライフライン施設等の予防対策 <table><tr><td>実施担当</td><td>関係機関</td></tr><tr><td>総務部 建設部 上下水道部</td><td>（略） N T T東日本（株）宮城事業部</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 建設部 上下水道部	（略） N T T東日本（株）宮城事業部	▶社名変更による
実施担当	関係機関										
総務部 建設部 上下水道部	（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部										
実施担当	関係機関										
総務部 建設部 上下水道部	（略） N T T東日本（株）宮城事業部										
	第1から第3まで（略）	第1から第3まで（略）									
予-15	第4 電力施設 東北電力ネットワーク（株）栗原登米電力センターは、災害による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努める。また、被災した場合における迅速な応急復旧体制を確立する。 <										

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	（８）災害時の連絡方法の普及 <u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。 （略） 第３から第４まで（略）	（８）災害時の連絡方法の普及 <u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。 （略） 第３から第４まで（略）	▶社名変更による
	第 18 節から第 20 節まで（略）	第 18 節から第 20 節まで（略）	
	第 21 節 災害種別毎予防対策	第 21 節 災害種別毎予防対策	
予-42	第 1（略） 第 2 林野火災予防対策 1（略） 2 現況 本市における森林面積は 22、077.36ha で、市域面積の約 41％を占めている。森林面積の内訳は、国有林、2、659.43ha、県有林 921.59ha、市有林 2、886.72ha、私有林 15、609.62ha となっている。市内においては<u>近年、林野火災の発生は見えていないが</u>各地で発生している林野火災の原因の多くは、たき火、タバコ等の不始末による失火となっている。そのため、入山者が多くなる季節には、十分な注意が必要である。	第 1（略） 第 2 林野火災予防対策 1（略） 2 現況 本市における森林面積は 22、077.36ha で、市域面積の約 41％を占めている。森林面積の内訳は、国有林、2、659.43ha、県有林 921.59ha、市有林 2、886.72ha、私有林 15、609.62ha となっている。市内においては <u>2025 年に豊里町白鳥山で 62.4a を焼失、また、岩手県大船渡市では 3,370ha 焼失した大規模林野火災も発生している。</u>各地で発生している林野火災の原因の多くは、たき火、タバコ等の不始末による失火となっている。そのため、入山者が多くなる季節には、十分な注意が必要である。	▶災害対策基本法の改正、消防庁公表資料との整合
予-44	3 事前警戒措置 （１）火入れの協議 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。<u> </u> <u>また</u>、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。 （２）（略）	3 事前警戒措置 （１）火入れの協議 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。<u>また、市町村は、許可した火入れ情報等を消防機関に共有する。</u> <u>なお</u>、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。 （２）（略）	▶災害対策基本法の改正
予-44	4 広報宣伝の充実 （略） （１）及び（２）（略） （３）ポスター、標識板等の設置 屋内外、登山口、林道及び作業道等の入り口へポスター、標識板、立看板、<u> </u>等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。 （４）報道機関等による啓発・宣伝 火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、市ホームページ及びSNSを活用した<u> </u>普及・啓発を行う。 （５）（略）	4 広報宣伝の充実 （略） （１）及び（２）（略） （３）ポスター、標識板等の設置 屋内外、登山口、林道及び作業道等の入り口へポスター、標識板、立看板、<u>防火水槽</u>等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。 （４）報道機関等による啓発・宣伝 火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、市ホームページ及びSNSを活用した<u>火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、防災意識の高揚とともに、</u>普及・啓発を行う。 （５）（略）	▶災害対策基本法の改正
予-45	5 森林等の管理、整備	5 森林等の管理、整備	▶災害対策基本法の改

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	（略） （１）から（３）まで　（略） （４）防火林帯の整備 防火樹を植栽した<u>林帯</u>の整備に努める。 （５）　（略）	（略） （１）から（３）まで　（略） （４）防火林帯の整備 防火樹を植栽した<u>防火林帯等</u>の整備に努める。 （５）　（略）	正
予-45	6　防ぎょ資機材の<u>備蓄</u> 市及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。 _____ _____ _____ _____	6　防ぎょ資機材の<u>備蓄、整備促進</u> 市及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。 <u>市及び関係機関は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u>	▶防災基本計画の修正
予-45	7　防災活動の促進 _____ _____ 市及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。_____ _____ <u>また</u>、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動機能の強化・充実を図る。 （略） 8　（略） 第３　（略）	7　防災活動の促進 <u>消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u> 市及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。<u>また、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u> <u>なお</u>、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動機能の強化・充実を図る。 （略） 8　（略） 第３　（略）	▶防災基本計画の修正
予-45	第４　鉄道災害予防対策 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあることから、事故災害防止のため、<u>東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</u>は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。 市は、必要に応じて、<u>東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</u>が行う予防対策に協力する。 第５及び第６　（略）	第４　鉄道災害予防対策 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあることから、事故災害防止のため、<u>東日本旅客鉄道株式会社東北本部</u>は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。 市は、必要に応じて、<u>東日本旅客鉄道株式会社東北本部</u>が行う予防対策に協力する。 第５及び第６　（略）	▶社名の修正
	第２２節　複合災害対策 （略）	第２２節　複合災害対策 （略）	
	第３章　災害応急対策	第３章　災害応急対策	
	第１節　防災気象情報の伝達	第１節　防災気象情報の伝達	

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考																
応-1	第1（略） 第2 防災気象情報等 （略） 1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報 （1）防災気象情報報及びその活用 <table><tr><td>種 類</td><td>発 表 基 準</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略） </td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （注1）（略） （注2）（略） （注3）土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、 それぞれ含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。 （注4）（略） （別表1）から（別表6）まで（略） （図略）	種 類	発 表 基 準	（略）	（略）	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略）	（略）	（略）	第1（略） 第2 防災気象情報等 （略） 1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報 （1）防災気象情報報及びその活用 <table><tr><td>種 類</td><td>発 表 基 準</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。 （略） </td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （注1）（略） （注2）（略） （注3）土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として、浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。 （注4）（略） （別表1）から（別表6）まで（略） （図略）	種 類	発 表 基 準	（略）	（略）	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。 （略）	（略）	（略）	▶記述の適正化
種 類	発 表 基 準																		
（略）	（略）																		
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略）																		
（略）	（略）																		
種 類	発 表 基 準																		
（略）	（略）																		
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。 （略）																		
（略）	（略）																		
応-11	2 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報 （略） また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。この情報は、宮城県気象情報として発表する。 （略）	2 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報 （略） また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）を発表する（国管理河川のみ）。 （略）	▶洪水予警報システムの更新に伴う運用変更																
応-11	3 消防法に基づく気象通報 （1）火災気象通報 （略） <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	（略）	（略）	3 消防法に基づく気象通報 （1）火災気象通報 （略） <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	（略）	（略）	▶記述の適正化												
（略）	（略）																		
（略）	（略）																		

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）		修正後		備考
	通報方法	・仙台管区気象台は、 <u> </u> 5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日 <u> </u> 5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。	通報方法	・仙台管区気象台は、 <u>午前</u> 5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日 <u>午前</u> 5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（2）	（略）	（2）	（略）	
	4	（略）	4	（略）	
	第3（略）		第3（略）		
	第2節から第5節まで（略）		第2節から第5節まで（略）		
応-48	第6節 通信・放送施設の確保		第6節 通信・放送施設の確保		▶社名変更による
	実施担当	関係機関	実施担当	関係機関	
	総務部	（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部	総務部	（略） N T T東日本（株）宮城事業部	
	第1から第5まで（略）		第1から第5まで（略）		
	第7節から第26節まで（略）		第7節から第26節まで（略）		
応-59	第27節 ライフライン施設等の応急復旧		第27節 ライフライン施設等の応急復旧		▶社名変更による
	実施担当	関係機関	実施担当	関係機関	
	総務部 建設部 上下水道部 産業経済部	（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部	総務部 建設部 上下水道部 産業経済部	（略） N T T東日本（株）宮城事業部	
	第1から第6（略）		第1から第6（略）		
	第28節から第31節まで（略）		第28節から第31節まで（略）		
応-61	第32節 災害種別毎応急対策		第32節 災害種別毎応急対策		▶社名の修正
	実施担当	関係機関	実施担当	関係機関	
	総務部 産業経済部 建設部 上下水道部 消防本部 消防団	（略） 東日本旅客鉄道（株）仙台支社	総務部 産業経済部 建設部 上下水道部 消防本部 消防団	（略） 東日本旅客鉄道（株）東北本部	
	第1（略）		第1（略）		
応-61	第2 林野火災応急対策		第2 林野火災応急対策		▶災害対策基本法の改正
	1 目的		1 目的		
			林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備		

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	林野火災発生時には、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。 また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。 2 （略）	<u>えを行うものとする。</u> 林野火災発生時には、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。 また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。 2 （略）	
応-61	3 林野火災の防ぎよ 火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。 （１）から（３）まで （略）	3 林野火災の防ぎよ 火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。 <u>被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u> （１）から（３）まで （略）	▶ 防災基本計画の修正
応-62	（４）相互応援協定及び広域消防応援による応援要請 火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市長は、「第３章 第１１節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。 （略）	（４）相互応援協定及び広域消防応援による応援要請 火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市長は、「第３章 第１１節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。 <u>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u> <u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u> <u>被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u> <u>応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。</u> <u>応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。</u> （５）及び（６） （略）	▶ 防災基本計画の修正
応-63	（７）消火方法 初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。 （略） （８） （略）	（７）消火方法 <u>消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u> 初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。 （略） （８） （略）	▶ 防災基本計画の修正
	（新設）	<u>（９）消防活動の実施</u> <u>消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上で</u>	▶ 防災基本計画の修

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
		<u>の警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u> <u>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u>	
	（新設）	<u>（10）情報の収集</u> <u>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u>	▶防災基本計画の修正
応-64	4　市の措置 市は、本防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるように万全を期す。 	4　市の措置 市は、本防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるように万全を期す。 <u>市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u>	▶防災基本計画の修
	5　（略）	5　（略）	
応-64	（新設） <u>6</u> 二次災害の防災活動 （略） <u>7</u> 消防活動 （略） 第３から第５まで　（略）	<u>6　事業者の措置</u> <u>林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。</u> <u>7</u> 二次災害の防災活動 （略） <u>8</u> 消防活動 （略） 第３から第５まで　（略）	▶防災基本計画の修正
	第 33 節　（略）	第 33 節　（略）	
	第 4 章　災害復旧・復興対策	第 4 章　災害復旧・復興対策	
	第 1 節から第 8 節まで　（略）	第 1 節から第 8 節まで　（略）	